

令和5年6月7日

各部署長 殿

理事・副学長（研究倫理担当）

藤 垣 裕 子

令和5年度における研究倫理教育等の実施について

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」において、研究者、競争的研究費等の運営・管理に関わる者に対する研究倫理教育及び研究費使用に係るコンプライアンス教育（以下「研究倫理教育等」という。）の実施及び誓約書等（規則遵守、不正を行わない等）の提出が求められています。

本学では、平成27年度より、これら2つのガイドラインを踏まえ、各部署において全ての研究者、競争的研究費等の運営・管理に関わる者に対する研究倫理教育等の実施及び確認書の提出を実施していただいているところです。また、平成28年1月に、「国立大学法人東京大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規則」（平成28年1月28日東大規則第18号）、平成19年9月に、「国立大学法人東京大学における競争的研究費等の不正使用防止に関する規則」（平成19年9月27日東大規則第30号）をそれぞれ制定し、研究不正及び研究費不正使用の防止を図るための研究倫理教育等の実施・受講について規定しています。

研究倫理教育等は、研究分野の特性に応じて実施されるべきことも踏まえ、各部署における「研究倫理教育実施計画」に基づき、適切に判断して定期的の実施願います。各部署が定める受講サイクルに応じた再受講の呼び掛けや受講管理にもご協力願います。受講管理の際は、確認書をオンラインでの提出とする「研究倫理教育受講修了登録システム」もご活用ください。システムの未導入の部署におかれては、導入の検討をお願いします。

なお、今般、文部科学省から、「研究活動における不適切な行為の防止及び調査体制等について」の通知がありましたので、部署内にてご周知くださるようお願いいたします。本通知では、特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）以外の不正行為（二重投稿、不適切なオーサーシップ及び査読における不適切な行為等）について、一部の科学コミュニティにより示された対応方針を踏まえ、適切に対応することが求められています。

引き続き、研究倫理教育等の実施と徹底についてご協力くださるようよろしくお願いいたします。

○添付資料

https://webfs.adm.u-tokyo.ac.jp/public/gIYeAL_I6y_GzxXpvVFquEWuC8U9xa-8YL3aLv8BDp3

- 1 令和5年度における研究倫理教育等の実施について
- 2 確認書様式（A、B）
- 3 Confirmation (A, B)
- 4 【参考】国立大学法人東京大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規則
- 5 【参考】国立大学法人東京大学における競争的研究費等の不正使用防止に関する規則
- 6 【参考】研究倫理教育受講修了登録システム概要（改修）
- 7 【参考】研究活動における不適切な行為の防止及び調査体制等について（通知）
- 8 【参考】各研究機関で実施する公正な研究活動の推進に関する取組への文部科学省等の支援について（周知）
- 9 【別紙】研究倫理教育 e ラーニング「APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）」について

【本件担当】

本部研究倫理推進課 大澤、池谷

内線 21727、20774

Email : kenkyu-kihan.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

研究倫理教育等の教材

【他機関等の研究倫理教材】

○ APRIN eラーニングプログラム (eAPRIN)

<https://edu.aprin.or.jp/>

- ※ 部局で成績管理者を登録いただくことで、研究倫理推進課を通さずに、部局でアカウントの発行・変更及び受講履歴の確認を行うことができるようになり、登録事務手続や部局内の受講状況把握などについて業務の合理化を図ることが可能となります。部局でのアカウント発行等を行うことを希望する場合は、研究倫理推進課までご連絡ください。
- ※ 受講コースの詳細、アカウント発行申請等については別紙研究倫理教育 e ラーニング「APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN)」について」をご覧ください。
- ※ 再受講の際は、該当の単元をクリックして表示される「もう一度クイズを受ける」から受講してください。なお、システムの仕様上、修了証の日付は更新されません。

○ 日本学術振興会 研究倫理教材

(1) 科学の健全な発展のために —誠実な科学者の心得— (グリーンブック)

(日本語) <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

(英語) https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri_e.pdf

(研究費不正に限定した倫理教育：「SECTION VI 研究費を適切に使用する」)

(2) 研究倫理 eラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics) [eL CoRE]

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

- ※ 上記グリーンブックをもとにした eラーニング教材です。「新規登録 (個人)」から登録してご利用ください (本学として団体登録は行っていません。)

○ 文部科学省 教育用コンテンツ

【動画 (YouTube MEXT ch)】研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて (研究者向け)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm

(研究費不正に限定した倫理教育：Section1 研究費制度の概要、Section3 不正の基礎知識と事例紹介等)

【本学の研究倫理教材】

○ 研究倫理研修「公的研究費の適正執行について」

<https://tv1.he.u-tokyo.ac.jp/internal/contents-list/2017FY/research-ethics/01>

- ※ 2017年度に実施した研修の動画を東大TVで公開中です。(学内公開)

○ 研究倫理～高い研究倫理を東京大学の精神風土に～

< 1. 研究活動 > < 2. 研究費 >

<https://tv1.he.u-tokyo.ac.jp/internal/contents-list/lecture/research-ethics/>

- ※ 本学の「科学研究における行動規範」、「研究倫理アクションプラン」および「研究費不正使用防止計画」の内容に沿った研究倫理教育の映像教材を作成し、2020年7月より日本語版を、2021年3月より英語版を東大TVで公開中です。(学内公開)

【部局独自の内容】

○ 部局独自の教育内容での実施

研修会、セミナー等の開催、eラーニング、研究倫理教育教材「THE LAB」を用いた教育プログラム (<https://lab.jst.go.jp/>) (DVDの貸し出しも可) 等

研究倫理教育等の受講及び確認書の提出について

区 分	受講する倫理教育		提出する確認書
	研究倫理教育	研究費使用に係る コンプライアンス教育 ※4	
常勤教職員			
研究活動に従事している者	○	○	A
研究費の運営・管理にのみ関わる者 (事務系職員等) ※1	/	○	B
非常勤教職員等 ※2			
研究活動に従事している者	○	○	A
研究費の運営・管理にのみ関わる者 (事務系職員等) ※1	/	○	B
学生等 ※3			
大学院学生・学部学生等 ※3	○	/	なし
競争的資金に応募する者等	○	○	A
研究費の運営・管理(検収業務)のみに関わる者	○	○	B ※5

※1 「研究費の運営・管理にのみ関わる者」とは、研究費に係る予算・執行管理、発注・検収業務等を行う者とする。

原則、本学財務システム(財務会計システム、予算執行管理システム、UTokyo購買・試薬サイト、出張旅費システム等)のIDを取得し、経費の執行または検収業務に携わる者を対象とする。

※2 本学と雇用関係がない者を含む。

※3 「等」には、非正規生(研究生、聴講生)を含む。

※4 APRIN eラーニングプログラムの「公的研究費の取り扱い」の受講、日本学術振興会の研究倫理教材(「SECTION VI 研究費を適切に使用する」)、文部科学省のYouTube版教育用コンテンツの活用(通読)、本学研究倫理研修「公的研究費の適正執行について」(東大TV)の受講など。

※5 既に確認書Aを提出済みの者については再度の提出は不要。